

令和2年9月25日

保護者 様

船橋市教育委員会

### 学校における留守番電話利用の試行実施について

日頃より船橋市の教育活動にご理解・ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、船橋市立小・中・特別支援学校では、学校現場における働き方改革の一環として、留守番電話の利用による対応を試行実施することとしました。

つきましては、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 実施日

(1) 試行期間 令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)

(2) 本実施 令和3年4月1日(木)～(予定)

#### 2 設定日・設定時間

(1) 平日 \*小学校 午後6時～翌午前7時30分

\*中学校 午後7時～翌午前7時30分(冬季は午後6時～)

\*特別支援学校 午後6時～翌午前7時

※全教職員が退勤する場合、設定時間が早まる場合があります。

(2) 長期休業日 \*午後4時45分～翌午前8時15分

(3) 土・日曜日、祝日、学校閉庁日 \*終日設定

#### 3 対 象 船橋市立小・中・特別支援学校

4 緊急連絡先 児童生徒の事故について 保健体育課 436-2876

その他の緊急連絡について 学務課 436-2855

#### 5 その他

(1) 留守番電話機能は自動応答メッセージのみであり、録音機能はございません。

(2) 本件についてのお問い合わせは、船橋市教育委員会学校教育部学務課までお願いします。